

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示 ..... 人 材 政 策 室 1 頁

告 示

三重県教育委員会告示第28号

公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成23年8月8日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

公立学校職員海外旅行取扱要綱の一部を改正する告示

公立学校職員海外旅行取扱要綱（平成3年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「盲学校、聾学校、養護」を「特別支援」に改め、「市町立」の下に「(学校組合立を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条中「市町教育委員会」の下に「(学校組合教育委員会を含む。以下同じ。)」を加える。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第5号様式及び第6号様式を削除する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成23年9月1日から適用する。

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社